

○福岡県警察情報セキュリティ対策に係る基準の制定について（概要）

（平成26年福岡県警察本部内訓第18号）

この内訓は、福岡県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年福岡県警察本部訓令第6号）第5条及び第8条の規定に基づき、警察情報システムに係る情報セキュリティを確保するために必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 総則
 - 警察情報セキュリティに係る管理体制
 - 警察情報システムにおける情報の取扱い
 - 警察情報システムの情報セキュリティ要件
- などの項目からなっている。